



千葉市  
CHIBA CITY



CHIBA CITY  
100th ANNIVERSARY

議案説明資料

# 第14回千葉市景観総合審議会

令和3年5月25日（火）

## 議案第1号

---

### 会長の選出

千葉市景観総合審議会設置条例第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により、会長を定める。

## 議案第2号

---

### 副会長の指名

千葉市景観総合審議会設置条例第4条第3項の規定に基づき、副会長について、委員のうちから会長が指名する。

## 議案第3号

### 会議録署名人の指名

千葉市景観総合審議会運営要領第5条第2項の規定に基づき、会長以外の会議録署名人となる委員について、会長が指名する。



## 議案第4号

### 景観計画改定検討部会設置要綱の策定



## 1 景観計画改定に関して

- 千葉市では令和5年度を開始年度とする、次期基本計画を策定中
- 関連する各種計画を併せて見直しを行うこととしている
- 「景観計画」も見直しの対象となっており、また策定から10年を経過していることから専門的な知見からの助言や市民目線のご意見を得ながら検討を進めたい。
- なお、各種計画改定にあたっては、現在調整中の「都市計画の見直しの基本方針」都市デザインという考え方、理念、目標などを各分野別マスタープランへ反映する

### ※都市デザインとは

都市の生い立ちや地域の資源などを読み解き、市民のライフスタイルなどから見た「目指すべき都市の姿」を企画立案し、まちづくりに大きな影響や効果を与える公共及び民間事業を総合的かつ戦略的にプロデュースする取組み。

## 2 景観計画改定検討部会設置要綱

### ○目的

千葉市景観計画の改定の検討

### ○設置理由

専門的な知見からの助言及び市民目線からの意見を得ながら検討を進めるため

### ○施行日

令和3年5月25日(予定)

## 議案第5号

### 千葉市都市文化賞実施要綱・要領の一部改正



## 1 千葉市都市文化賞実施要綱改正内容等

### ○改正内容

第6条を改正し、審議会委員のうちから部会の委員を指名できるようにする。

### ○改正理由

専門的な知見のみならず、様々な視点からの意見を反映するため。

### ○施行日

令和3年5月25日（予定）

## 2 新旧対照表（千葉市都市文化賞実施要綱）

改正前	改正後
<p data-bbox="131 332 266 375">（目的）</p> <p data-bbox="102 389 556 432">第1条～第5条（略）</p> <p data-bbox="131 561 314 604">（組織等）</p> <p data-bbox="102 618 923 761">第6条 表彰選考部会の委員は、審議会の<u>学識経験者</u>のうちから審議会の会長が指名する。</p> <p data-bbox="131 875 556 918">（都市文化賞の決定）</p> <p data-bbox="102 932 701 975">第7条 ～ 第11条（略）</p>	<p data-bbox="1014 332 1149 375">（目的）</p> <p data-bbox="985 389 1439 432">第1条～第5条（略）</p> <p data-bbox="1014 561 1197 604">（組織等）</p> <p data-bbox="985 618 1806 761">第6条 表彰選考部会の委員は、審議会の<u>委員</u>のうちから審議会の会長が指名する。</p> <p data-bbox="1014 875 1439 918">（都市文化賞の決定）</p> <p data-bbox="985 932 1584 975">第7条 ～ 第11条（略）</p>

### 3 千葉市都市文化賞実施要領改正内容等

#### ○改正内容

第2条を改正し、都市文化賞の応募期間を7月1日から9月30日までの3ヶ月間とする。

#### ○改正理由

応募期間を長くすることで、より多くの作品を募集するため。

#### ○施行日

令和3年5月25日（予定）

## 4 新旧対照表（千葉市都市文化賞実施要領）

改正前	改正後
<p data-bbox="131 331 266 374">（目的）</p> <p data-bbox="100 388 363 431">第1条（略）</p> <p data-bbox="131 559 409 602">（応募期間等）</p> <p data-bbox="100 616 904 811">第2条 都市文化賞の応募期間は、 7月1日より<u>8月31日までの2ヶ月間とする。</u>ただし、市長が認める ときは、この限りではない。</p> <p data-bbox="131 931 363 973">（応募方法）</p> <p data-bbox="100 988 653 1031">第3条 ～ 第7条（略）</p>	<p data-bbox="1020 331 1155 374">（目的）</p> <p data-bbox="989 388 1445 431">第1条～第5条（略）</p> <p data-bbox="1020 559 1298 602">（応募期間等）</p> <p data-bbox="989 616 1792 811">第2条 都市文化賞の応募期間は、 7月1日より<u>9月30日までの3ヶ月間とする。</u>ただし、市長が認める ときは、この限りではない。</p> <p data-bbox="1020 931 1251 973">（応募方法）</p> <p data-bbox="989 988 1541 1031">第3条 ～ 第7条（略）</p>

## 議案第6号

---

### 各部会委員の指名

千葉市景観総合審議会設置条例第7条第2項の規定に基づき、部会を組織する委員について、会長が指名する。